4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。令和3年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市	国		
1人当たり平均支給額(令和3年度)			
1,851,479円	_		
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)		
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.40 月分 1.90 月分	2.55月分 1.90月分		
(1.35月分) (0.90月分)	(1.45月分) (0.90月分)		
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
・役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10~1	・役職加算 5~20%		
5%に相当する額	・管理職加算 10~25%		

- (注1)()内は、再任用職員に係る支給割合です。
- (注2) 1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人	事評価を活用している	()	()
	活用している成績率	支給可能な	支給実績が	支給可能な	支給実績が
	10月 している) (利利・ア	成績率	ある成績率	成績率	ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
口. 人	事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

5	<i>7</i> /\	川崎市		国		
区分		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・応募認定	
	勤続20年	19.579月	26.194月	19.6695月	24.586875月	
支給率	勤続25年	28.479月	36.444月	28.0395月	33.27075月	
	勤続35年	40.279月	47.709月	39.7575月	47.709月	
	最高限度	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月	
定年前早期 加算措置	退職者に対する	退職時給料月額を2~20%加算する。		退職時給料月額を2~45%加算する。		
定年・勧奨退職した職員		令和3年度				
一人当たりの	O平均支給額	2, 05	5 0 万円			

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員(公営企業職員を除く)に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は16%、川崎市域に勤務する 国家公務員の支給率も同じく16%となっています。

支給実績	10, 1	45,285千円		
支給職員1人当たり平		675,407円		
支給対象地域	支給率	支給対象	象職員数	国の制度(支給率)
川崎市	16%	15,	021人	16%

⁽注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。

支給実績(令和3年度決算)	672,015千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	90,507円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	45.0%
手当の種類 (手当数)	1 5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
税務手当		職員で市税の賦課に関する 市税の徴収を行うために出	672, 015千円	従事した日1日につき150円
	張し、当該業務に従事し 者を除く。)	」たもの(イ及びウに掲げる		
		分室に勤務する職員で滞納 分を行うために出張し、当該		従事した日1日につき300円

手当の名	称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
		申出に関する調査又は市	のに掲げる者を除く。) 録された価格に係る審査の 可税に係る審査請求に関す 長し、当該調査の業務に従事		従事した日1日につき300円
福祉業務等手当	(1)	護係に勤務する職員でリ 事したもの	護係又は中部児童相談所保 児童の一時保護の業務に従 職員で児童の福祉に関する		従事した日1日につき1,000円 の 従事した日1日につき1,000
	(2)	したもの(ア及び(4)の	問による調査の業務に従事 項のアに掲げる者を除く。) ン推進センター又は地域支		円 従事した日1日につき350円
		を含む。以下同じ。)で 医療的な相談又は指導の 害者福祉に関する法律	保健師及び看護師(准看護師 精神障害者の福祉に関する の業務(精神保健及び精神障 (昭和25年法律第123号。以 いう。)第6条第2項第2)に従事したもの		
		援室に勤務する職員(E く。)で精神障害者の福	ン推進センター又は地域支 医師、保健師及び看護師を除 所社に関する相談又は指導の 66条第2項第2号に掲げる したもの		従事した日1日につき130円
	(3)	援室に勤務する保健師及者、障害児等の福祉に関	ン推進センター又は地域支 なび看護師で高齢者、障害 引する医療的な相談又は指導 ((2)の項のアに掲げる者を		従事した日1日につき350円
		援室に勤務する職員(代で高齢者、障害者、障害	ン推進センター又は地域支 保健師及び看護師を除く。) 唇児等の福祉に関する相談、 る調査の業務に従事したも げる者を除く。)		従事した日1日につき130円
	(4)	福祉又は保健衛生に関す	保健師及び看護師で児童の ける相談、指導等の業務に従 つアに掲げる者を除く。)		従事した日1日につき1,000円
			師、助産師及び看護師で社 目談、指導等の業務に従事し		従事した日1日につき170円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		たもの	古極わいな二 (短処事致		分車〕を口1口にへを190 回
			也区健康福祉ステーションに		従事した日1日につき130円
			爰、家庭支援、障害者支援、 マは生活保護に関する相談又		
		は指導の業務(介護保険料に関する業務を除く。)			
に従事したもの(イに掲げる者を除く。)					
			、部保険年金課、地域みまも 事務所・保健所支所)、支所		従事した日1日につき100円
			ーションに勤務する職員で		
		保健福祉、保険年金又に	は介護保険に関する相談、指		
		導等の業務 (住民異動等	等に伴う各種届出書に係る受		
		付及び証明の業務等を 及びウに掲げる者を除っ	涂く。) に従事したもの (イ ィー)		
	(5)		、。/ こ勤務する職員で精神障害		移送1件につき140円
		者若しくは感染症の患者又	はこれらの疑いのある者の		
		入院のための移送の業務に	ご従事したもの		
夜間特殊業務手当	(1)		護係又は中部児童相談所保 3.0.世紀では関いるよる世紀なの合		勤務1回につき3,000円
		護保に勤務する職員で正規 部又は一部が深夜において	記の勤務時間による勤務の全 で行われる児童の一時保護、		
		入所者の介護等の業務に従			
	(2)	処理センターに勤務する	る職員で正規の勤務時間に		勤務1回につき650円
			深夜において行われる設備		
		の保守、官理等に関わる繁	そ急の対応の業務に従事した		
	(3)		勤務の全部又は一部が深夜		勤務1回につき650円。ただ
		において行われる通信受付	けの業務に従事した消防吏員		し、深夜において行われる当
					該業務に係る勤務時間が2時
					間未満の場合は、520円とす る。
動物管理業務手当			加務する職員で動物の飼育又 直接接触する業務に限る。)		従事した日1日につき500円
		に従事したもの			
			放務する職員で大等の捕獲又		従事した日1日につき500円
		は処分の業務に従事し7	たもの 7一に勤務する職員で犬等の		従事した日1日につき500円
		捕獲の業務に従事した。			SET OFFI THE SCOON!
生活環境業務等手当	(1)	ア環境局の生活環境部、	施設部又はこれらの部に属		従事した日1日につき350円
		する事業所に勤務する	職員で、廃棄物等に接触して		

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		を除く。) イ 生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備(浄化槽設備を除く。)の			従事した日1日につき800円
		維持管理の業務に従事し ウ 生活環境事業所に勤務 行う浄化槽設備の維持管	」たもの する職員でし尿に接触して 管理の業務に従事したもの		従事した日1日につき550円
			務する職員で廃棄物に接触 と使用した理化学試験又は		従事した日1日につき800円
		投入の業務、ごみの積替 廃棄物に接触して行う記	務する職員でし尿の下水道 学え若しくは運搬の業務又は 设備の維持管理の業務に従		従事した日1日につき800円
		くは焼却の業務、廃棄物	る職員で廃棄物の運搬若し かに接触して行う設備の維持 の選別処理の業務に従事し		従事した日1日につき800円
			する職員で廃棄物等の埋立 に接触して行う設備の維持 5の		従事した日1日につき800円
	(2)		ピセンター又は浮島埋立事業 は貯留槽の清掃の業務に従		従事した日1日につき350円
	(3)		-ンセンター又は処理センタ 死体の収容、運搬又は処理		従事した日1日につき350円
用地等折衝業務手当	(1)	取得、移転若しくは除去又	月若しくは使用、支障物等の はこれらに伴う損失補償等 ことの折衝の業務に従事した		従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地(借地を含む。 当該市有地に建築物又に	以下同じ。)を不法占拠し、 は構築物を設置した者に対 てはこれらの指導の業務に		従事した日1日につき140円
		イ まちづくり局指導部に	勤務する職員で違反建築物 等のため出張して行う住民 事したもの		従事した日 1 日につき140円
危険作業手当	(1)	農業技術支援センター、	多摩川管理事務所又は区役		従事した日1日につき300円

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
		所道路公園センター整備課 可道路公園センター整備課	に勤務する職員で薬剤の散		
		布の業務に従事したもの			
(2	2)	健康安全研究所又は区役所保健福祉センターに勤			<u></u> 従事した日1日につき140円
		 務する職員で感染症の病原	 体により汚染された検体又		
		 は汚染された疑いがある検	体の試験又は検査の業務に		
		従事したもの			
(3)	3)	健康福祉局保健医療政策	第部又は区役所に勤務する である。		
		 職員で感染症の病原体によ	り汚染された場所又は汚染		
		された疑いがある場所にお	よける消毒の業務に従事した		
		もの((5) の項のアに掲け	ざる者を除く。)		
(4	4)	放射線を人体に対して関	照射する業務その他の放射		───── 従事した日1日につき250円
·		線に被ばくするおそれがあ			
(5	5)		・トル以上の足場が不安定な		
	- /	筒所において行う業務!	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		MC 1. G / C H T H (= 1 C 000) 1
			誤に勤務する職員で昇降機		従事した日1日につき300円
			ともの(アに掲げる者を除		K + 0/2 1 1 2 000 1
		く。)			
(6	3)		る職員で港内の水面清掃の		従事した日1日につき170円
	,	業務に従事したもの((5)			W# 0/C1 1 1 (C) 6 110(1)
		大分に使事 <i>したもの((3)</i> (く。)	V/気V//(C内/) 包有で例		
(5	7)		一整備課に勤務する職員で		従事した日1日につき210円
	()		一登		(た事した日1日(に)38210円
			事したもの((1) の項に規定		
		する者及び(5)の項のフ			(学事) た口1口)zった140円
			一整備課に勤務する職員で		従事した日1日につき140円
			く行う道路上での樹木のせ する業務に従事したもの		
			・ 3 未務に促争したもの ・ (5)の項のアに掲げる者		
		及び(7)の項のアに掲げ			
(6	3)		安全研究所又は中央卸売市		(学事) た口1 ロバッキ140円
	5)				従事した日1日につき140円
			察する職員で毒物又は劇物 **の***なに栄事したすの		
			全の業務に従事したもの ************************************		
		((2) の項に規定するā			W = 1
			勤務する職員で毒物又は劇		従事した日1日につき140円
			E又は鑑識の業務に従事した		
MURHAUG Zhran Ma		50	68 (NI E I WBL//- 65		
消防業務手当(1	1)		卸(以下「火災防御等」とい		出場時間が1時間を超え
			いたの本のよるのは、		る場合は、次に掲げる額にそ
		吏員(ヘリコプター業務手	·当の文紿を受ける者を除 		の超える時間1時間につき
		<.)			200円を加算した額とする。

手当の名称 		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
		ア 救助活動の業務に従事	した救助隊員		出場1回につき850円
		 イ 火災防御等の用に供す	る大型自動車、中型自動車		出場1回につき850円
		又は大型特殊自動車の道	運転又は操作の業務に従事		
		した消防吏員			
		ウ 火災防御等の用に供す	る準中型自動車又は普通自		出場1回につき800円
		動車の運転又は操作の勢	業務に従事した消防吏員		
		エ 消防艇の艇長及び機関	長		出場1回につき850円
		オ 消防艇の乗組員(エに	- 掲げる者を除く。)		出場1回につき640円
		カ その他の消防吏員			出場1回につき500円
	(2)	************************************			
		防吏員			
		ア 救急救命処置(救急救	(命士法(平成3年法律第36		出場1回につき510円
			三する厚生労働省令で定める		
			の業務に従事した救急救命		
		±			
		イ 救急自動車の運転又は	操作の業務に従事した消防		出場1回につき220円
		吏員	(SEE) 1 (SEE)		
		ウーその他の消防吏員			出場1回につき170円
	(3)		う潜水の業務に従事した消		業務1回につき340円
	(0)	防吏員	7 HANNAMICK F OTCIN		X 1 1 1 1 2 2 0 1 0 1 7
	(4)		よる損害の調査の業務に従		調査1件につき120円
		事した消防吏員			
リコプター業務手当	(1)	ア ヘリコプターの操縦の	業務に従事した消防吏員		(ア) 飛行時間3,000時間以
					上の経験を有する者 従
					事した日1日につき5,000
					円
					(イ) 飛行時間2,000時間以
					上3,000時間未満の経験を
					有する者 従事した日1
					日につき4,500円
					(ウ) 飛行時間1,000時間以
					上2,000時間未満の経験を
					有する者 従事した日1
					日につき4,000円
					(工) 飛行時間500時間以上
					1,000時間未満の経験を有
					する者 従事した日1日
					につき3,000円
					(才) 飛行時間500時間未満
					の経験を有する者 従事

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和3年度決算)	手当額
				(月月日 丁及以升)	した日1日につき2,000円
		イ ヘリコプターの整備の	業務に従事 た消防市昌		(ア) 1 等航空整備士の資格
		1 July July July William	来切に促すした情勢大気		取得後の経験年数が5年
					以上の者 従事した日1
					日につき3,000円
					(イ) 1 等航空整備士の資格
					取得後の経験年数が5年
					未満の者 従事した日1
					日につき2,000円
					(ウ) 2等航空整備士の資格
					を有する者 従事した日
					1日につき1,000円
					(エ) その他の者 従事した
					日1日につき500円
	(2)	災害 訓練等のためにへ	 、リコプターに搭乗して行う		搭乗1時間につき1,300円
	(2)	業務に従事した消防吏員	7 - 7 / (=10/0 0 0 1)		100K 1 (1910 2 C 1900) 1
	(3)				業務1回につき2,300円
	(0)	従事した消防吏員	21007 (C1) 7 AUTO		来4万1日で ラビ2,000円
国際緊急援助手当			 こ関する法律(昭和62年法律		従事した日1日につき4,000
四州东心区约11			際緊急援助隊の活動が行わ		円
			、同法第2条に規定する国		1 3
		際緊急援助活動の業務に従			
災害応急作業等派遣手当 災害応急作業等派遣手当			36年法律第223号) 第 2 条第		<u></u> 従事した日1日につき910円。
人口心心下来等仍是了二			生した国内の本市の区域以		ただし、災害対策基本法第63
			*生地域」という。) に派遣		条第1項に規定する警戒区域
			は災害復旧のための作業の業		その他これに類する区域等に
			E地域との間及び当該災害発		おいて当該業務に従事した場
			の運転の業務を含む。)に従		合は、1,820円とする。
			生地域を管轄する他の地方		1,000,100,000
			こ対する給与その他の給付		
		の支給を受ける者及び			
			法律第226号) 第45条第1項		従事した日1日につき910円。
			め隊を構成する人員として		ただし、消防法(昭和23年法)
			定する消防の応援等の業務		律第186号) 第23条の2第1項
			に規定する災害発生市町村及		に規定する火災警戒区域その
			の属する都道府県から当該		他これに類する区域等におい
			也の給付の支給を受ける者		て当該業務に従事した場合
		を除く。)			は、1,820円とする。
教員特殊業務手当	(1)				従事した日1日につき300円
	-/		「立学校」という。) の管理		から7,500円までの範囲内で、
I	l	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	·二 1 [C 1 7 0 7 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		^ つけの^^ 1や C ^/ 軸E位L1 C /

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	手当額
		下において行る北海の東吐	空の取与の光致でかけませば	(1411年17年17日) 十戊 仄 昇)	当該業務の種類又は当該業務
			等の緊急の業務で次に掲げ		
			与える負担の程度が著しい		の心身に与える負担の程度に
			程度が教育委員会が定める		応じ、教育委員会が定める額
			に従事した市立学校の主幹		
			養教諭、講師、助教諭、養工「松谷符・」、		
		護助教諭及び実習助手(以			
			徒、児童又は幼児(以下「生		
		使等」という。) の保護 旧の業務	ジスは緊急の防災若しくは復		
		イ 生徒等の負傷、疾病等	に伴う救急の業務		
		ウ 生徒等に対する緊急の	補導の業務		
	(2)	修学旅行、林間学校、蹈	語海学校等(市立学校が計画		従事した日1日につき300円
		し、及び実施するものに限	る。)のうち教育委員会が		から7,500円までの範囲内で、
		定めるものにおいて生徒等	を引率して行う指導の業務		当該業務の種類又は当該業務
		(当該業務の心身に与える	負担の程度が著しいもので		の心身に与える負担の程度に
		あって、その負担の程度が	教育委員会が定める程度に		応じ、教育委員会が定める額
		及ぶものに限る。)に従事	した市立学校の教諭等		
	(3)	対外運動競技等のうち教	汝育委員会が定めるものに		従事した日1日につき300円
		おいて生徒等を引率して行	う指導の業務で、宿泊を伴		から7,500円までの範囲内で、
		うもの又は週休日若しくは	川崎市職員の給与に関する		当該業務の種類又は当該業務
		条例(昭和32年川崎市条例	第29号)第10条第1項に規		の心身に与える負担の程度に
		定する休日等に行うもの(当該業務の心身に与える負		応じ、教育委員会が定める額
		担の程度が著しいものであ	って、その負担の程度が教		
		育委員会が定める程度に及	ぶものに限る。)に従事し		
		た市立学校の教諭等			
	(4)	市立学校の管理下におい	いて行われる部活動(正規の		従事した日1日につき300円
		教育課程としてのクラブ活	動に準ずる活動をいう。)		から7,500円までの範囲内で、
		又は学校行事として行われ	る保健及び安全的行事にお		当該業務の種類又は当該業務
		ける生徒等に対する指導の	業務(当該業務の心身に与		の心身に与える負担の程度に
		える負担の程度が著しいも	のであって、その負担の程		応じ、教育委員会が定める額
		度が教育委員会が定める程	度に及ぶものに限る。)に		
		従事した市立学校の教諭等			
	(5)	入学試験における受験生	Eの監督、採点又は合否判定		従事した日1日につき300円
		の業務で教育委員会が定め	る日に行うもの(当該業務		から7,500円までの範囲内で、
		の心身に与える負担の程度	が著しいものであって、そ		当該業務の種類又は当該業務
		の負担の程度が教育委員会	が定める程度に及ぶものに		の心身に与える負担の程度に
		限る。)に従事した川崎市	立高等学校及び川崎市立川		応じ、教育委員会が定める額
		崎高等学校附属中学校の教	諭等		
特別支援学校業務手当		障害のある生徒等に対し	して行う指導の業務に従事		従事した日1日につき600円
		した川崎市立特別支援学校			
		1.2.1.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1			

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	手当額
			(令和3年度決算)	
夜間学級業務手当	本務として夜間学級において生徒に対して行う指			従事した日1日につき2,200
	導の業務に従事した夜間学	導の業務に従事した夜間学級を置く川崎市立中学校の		円
	教諭等			
新型コロナウイルス感染症対応業	病院や宿泊施設等の内部	病院や宿泊施設等の内部並びにこれらの施設への		従事した1日につき3,000円
務手当	移動時の動線上及び車内における新型コロナウイルス			
	感染症の患者の健康管理、	生活支援、搬送等の緊急的		
	な業務			

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。

(5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を 振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績(令和3年度決算)	4, 176, 714千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	494,695 円
支給実績(令和2年度決算)	3,526,043千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	423,854 円

- (注1) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。
- (注2)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度(令和2年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容 (支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
初任給	採用による欠員の補充	(1)208,900 円の範囲内	異なる	支給額	26,036 千円	1,627,250円
調整手当	が困難と認められる職	(2)100,100円の範囲内				
	で人事委員会規則で定					
	めるものに支給する。					
	(1) 医療職給料表(1)					
	の適用を受ける職員					
	の職					
	(2) 大学教育職給料表					
	の適用を受ける職員					
	の職のうち医学又は					
	歯学に関する専門的					
	知識を必要とするも					
	Ø					

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に 支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円	異なる	支給額	1, 386, 767 円	243, 549 円
		・15 歳以上 22 歳未満の加算				
分尺 毛火	4 > 17 A 1 4 A 1 A 1 A 1 A 1	5,000円	- L	士公西州	000 050 7 11	005 005 FF
住居手当	自ら居住するため住宅 を借り受け、家賃等を	・31 歳未満 25,200 円 ・31 歳以上 40 歳以下	異なる	支給要件 支給額	866,076 千円	225, 835 円
	支払っている職員に支	16,500円				
	給する。	・41 歳以上 10,000円				
通勤手当 単 身 手当	通勤のため、交通機関等を利用してとを常例とすることを常例とすることを常例とすることをもりますることをもりにませます。 異動等に伴いいた配居しに、よりには、よりには、よりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、ま	 ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円~31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 基礎額 30,000円加算額配偶者との住居との距離が一定以上のものについて70,000円の範囲内で加算 	異 なる	支給要件支給額	0 円	0円
休日勤務 手当	職員に支給する。 正規の勤務時間が休日 に当たり、その休日に おいて、正規の勤務時 間中に勤務することを 命ぜられた職員に支給 する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	_	785, 090 千円	229, 424 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間(実働時間)	同じ	_	85, 380 千円	67,870円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
宿日直 手当	宿日直をした場合に支 給する。	・勤務1回につき 4,400円(特殊な業務は 6,100円) ・5時間以下の勤務は 2,200円(特殊な業務は 3,050円)	異なる	支給額	2,102 千円	30, 464 円
管理職 手当(国で は俸給の 特別調整 額)	管理又は監督の地位に ある者に支給する。	職位に応じて、 56,000円~132,600円	異なる	支給額	1, 117, 262 千円	1,014,770円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて6,000円~12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	異なる	支給額	15, 103 千円	62, 409 円
定時制 教育手当	定時制の課程を置く高 等学校の教諭等に支給 する。	34,000円 (管理職手当を受ける者 は27,000円)	-	-	42,515 千円	545, 064 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校において、 実習を伴う工業に関する科目を主として担任 する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800円~22,800円 定時制教育手当を支給されない者 18,000円~38,000円	-	-	16, 322 千円	418, 513 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
義務教育	高等学校教育職給料表	職務の級及び号給の別に	_	_	260, 284 円	46, 133 円
等教員	及び義務教育諸学校教	応じて、				
特別手当	育職給料表の適用を受	2,000 円~8,000 円				
	ける職員に支給する。	※定時制手当を支給され				
		る者は上記金額の				
		4分の3、				
		産業教育手当を支給さ				
		れる者は上記金額の				
		4分の2				
寒冷地	毎年11月から翌年3月	・世帯主 (扶養有)	同じ	_	0 千円	0 円
手当	までの各月の初日に、	17,800円				
	寒冷地に在勤する職員	・世帯主 (扶養無)				
	に支給する。	10,200円				
		・その他 7,360円				
災害派遣	国、他の市町村等から	本市の区域に滞在し	_	_	0 千円	0 円
手当	災害復旧等のために派	た期間及び利用施設				
	遣された職員で、住所	の区分に応じて日額				
	又は居所を離れて本市	$3,970$ 円 \sim 6,620円				
	の区域に滞在すること					
	を要するものに支給す					
	る。					

⁽注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含みます。